

氏の変更届について

1. 外国人との婚姻による氏の変更届（戸籍法 107 条 2 項）について

外国人と婚姻した日本人の氏は、婚姻を契機として変動することはありませんが、日本人配偶者がその氏を外国人配偶者の称している氏に変更しようとする場合は、婚姻後 6 か月以内に限り（日本の）家庭裁判所の許可を得ることなく、この届出により、氏を変更することができます。ただし、外国人配偶者が死亡した後は、届出をすることができません。なお、6 か月を経過した場合は、家庭裁判所の許可を得た上で、本籍地の市区町村長に届け出なければなりません。この届出をするときは、戸籍謄本（2 通）が必要です。婚姻届とともに届出を行うときは、戸籍謄本は不要です。

2. 外国人との離婚による氏の変更届について

外国人と婚姻し、107 条 2 項の届出により氏を変更した方は、その外国人配偶者との婚姻が解消した後 3 か月以内であれば、家庭裁判所の許可を得ることなく、この届出だけでその氏を変更前のものに変更することができます。この届け出をするときは、戸籍謄本（2 通）が必要です。離婚届とともに届出を行うときは、戸籍謄本は不要です。

※参照 戸籍法第 107 条 （氏名の変更届）

- 1 項 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。
- 2 項 外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から 6 か月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。
- 3 項 前項の規定によつて氏を変更した者が離婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日以後にその氏を変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、その日から三箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。
- 4 項 第一項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く。）でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する。

（裏面に同法第 107 条の英訳分を掲載していますのでご参照ください。）

(同法 107 条の英訳文)

Section 15 Change of Name

Change of surname

Article 107. 1. If the surname is to be changed for an unavoidable reason, the person who appears first in a family register and his or her spouse shall, upon obtaining leave of the Family Court, give notice to that effect.

2. If a person who has married a foreign national wishes to change the surname of the person to the surname the spouse assumes, the person may give notice to that effect without the leave of the Family Court only within six months from the date of the marriage.

3. If a person who has changed the surname in accordance with the provisions of the preceding paragraph wishes, after the date of divorce, dissolution of marriage, or death of a spouse, to change such surname to the surname which had been assumed at the time of the change, the person may give notice to that effect without the leave of the Family Court only within three months from such date.

4. The provisions of paragraph 1 shall apply *mutatis mutandis* to a person whose father or mother is a foreign national (excluding a person who appears first in the family register or his or her spouse) and who wishes to change the surname to such surname as his father or mother assumes.

Change of name

Article 107-2. A person who wishes to change the name for a justifiable reason shall, upon obtaining the leave of the Family Court, give notice to that effect.